

独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - 契約事務取扱規程

平成13年4月1日
13規程第11号

改正 平成15年 3月31日 14独さ第200号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人さけ・ます資源管理センタ - (以下「センター」という。)が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 センターが締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(契約責任者等)

第3条 理事長は、支所が締結する契約事務について、支所所属の職員に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた職員を契約責任者という。

2 理事長は、必要があるときは、本所所属の職員に、契約事務の一部を分掌させることができる。この場合において、契約事務の一部を分掌する職員を契約事務取扱者という。

(契約書の記載事項)

第4条 会計規程第40条の規定により作成する契約書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的から該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金等
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の省略)

第5条 会計規程第40条ただし書に規定する別に定める場合とは、次に掲げる契約をいうものとし、この場合においては契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 300万円を超えない契約を締結するとき。
- (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して物品等を引き取るとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、慣習上契約書の作成を要しないと認められるとき。

(契約関係審査委員会)

第6条 契約事務に関する事項を審査するためセンターに契約関係審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成及び運営については、理事長が別に定めるものとする。

第2章 一般競争契約

(競争参加者の資格)

第7条 理事長は必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。

2 一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、理事長の定めるところにより、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(競争に参加させることができない者)

第8条 理事長は、特別の事由のある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 理事長は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 理事長は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第10条 入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 競争執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) その他必要な事項

(入札保証金)

第11条 会計規程第35条及び第36条の規定による競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に現金又は確実に認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、センターに帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第12条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間にセンターを被保険者とする入

札保証保険契約を結んだとき。

- (2) 一般競争に参加しようとする者が第7条に規定する資格を有しており、かつ、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(開札)

第13条 理事長は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第14条 理事長は、第10条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効としなければならない。

(再度入札)

第15条 理事長は、第13条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第16条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第10条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第18条 支払の原因となる契約のうち予定価格が2,000万円を超える工事又は製造の請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 前項において、最低価格の入札者を落札者としなければならない場合は、その理由を書面をもって委員会に提出し、その者を落札者としなければならないことについて委員会の承認を得なければならない。

(契約保証金)

第19条 理事長は、契約の相手方に、現金又は確実に認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、センターに帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

- 3 契約保証金は、契約履行後、契約の相手方へ還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第20条 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間にセンターを被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を結んだとき。

- (3) 契約の相手方が、第7条に規定する資格を有しており、かつ、契約保証金の納付

の必要がないと認められるとき。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第21条 会計規程第36条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、予定価格が1,000万円を超えない工事又は物品の製造、物品の買入れ、役務の提供、物件の売り払い及び賃貸をさせるときとする。

(指名基準)

第22条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第7条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

(競争参加者の指名)

第23条 指名競争に付する場合は、なるべく10人以上指名しなければならない。

(一般競争に関する規程の準用)

第24条 第7条から第9条まで、第13条から第15条まで、及び第17条から第20条までの規定は、指名競争に準用する。

(指名替)

第25条 指名競争を行う場合において、入札者若しくは、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときにおいては、第7条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第26条 会計規程第37条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が500万円を超えない工事又は物品の製造、物品の買入れ、役務の提供、物件の売り払い、借入れ及び貸し付けるとき。

(2) 運送又は保管をさせるとき。

(3) 国、地方公共団体、その他公法人と契約をするとき。

(4) 外国で契約をするとき。

(5) センターの生産物に関する物品を売り払うとき。

(6) その他随意契約とする特別の理由があるとき。

2 理事長は、競争に付しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(分割契約)

第27条 前条第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第28条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、慣習上見積書を徴する必要のないものとして、理事長が認めたときは、見積書を徴することを省略することができる。

第5章 予定価格

(予定価格の作成)

第29条 理事長は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第30条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第29条及び前2項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による予定価格の積算を省略することができる。

(1) 法令に基づき取引価格(料金)が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約が不可能若しくは困難であると認められるとき。

(2) 前号のほか、その予定価格が500万円を超えないとき。

(予定価格の秘密の保持)

第31条 理事長は、前条により決定された予定価格を契約責任者が封印のうえ、開札又は見積書を徴取するときまで金庫等に保管し、他に洩れることのないようにしなければならない。

第6章 契約の履行

(監督の方法)

第32条 会計規程第41条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するために行う監督は、理事長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第33条 会計規程第41条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査は、理事長が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(理事長等以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第34条 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により、自ら又はその補助者が監督又は検査を行うことが困難な場合には、他の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第35条 第33条及び第34条により検査を命ぜられた理事長の補助者は、契約金額が500万円を超える契約に係る給付の完了の確認した場合又は検査を行った結果、その給付が当該契約に適合しないものであるときは、検査調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第36条 第32条の規定により、監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、第33条の規定により検査を行う者と兼ねることができない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則(平成15年3月31日14独さ第200号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。